

議事の運営について（案）

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会設計認定基準ワーキンググループの議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 本ワーキンググループは、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事録等については、原則として委員会終了後に速やかに作成し、公表する。
4. 個別の事情に応じて、会議、資料又は議事録等の一部又は全部を非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
5. 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に本ワーキンググループへの出席を求めて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
6. 本ワーキンググループの庶務は、経済産業省において処理するものとする。